

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成26年8月22日 13時20分ごろ
発生場所	阪神港神戸第3区六甲アイランドコンテナふ頭 神戸第7防波堤東灯台から真方位284° 1,730m付近 (概位 北緯34° 40.8' 東経135° 16.7')
事故の概要	引船 ^{こらし} 甲子丸は、岸壁に係留中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	平成26年8月25日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 甲子丸、94トン
船舶番号、船舶所有者等	125313、株式会社丸辰商会
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	機関室倉庫内の過給機用エアフィルタ、油吸着材及び電線類、並びにバッテリー充電器等が焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、六甲アイランドコンテナふ頭において台船からの揚げ荷作業中に機関長ほか2人が機関室下段の右舷船尾側に位置する倉庫（以下「本件倉庫」という。）の前方約1mのところで海水管の破口部の溶接補修を行い、荷役終了後、台船と共に約100m西側の岸壁に移動した。</p> <p>機関長は、台船上にいた際、本船の右舷側の機関室出入口から黒煙が噴出していることに気付き、機関室に赴き、本件倉庫からの出火を認め、海水ポンプで放水して消火を試みたものの、火勢が拡大したので消火を断念し、開口部を全て閉鎖した上、消防署、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、消防車及び消防船による放水及び泡消火により、鎮火が確認された。</p> <p>本船は、本事故当時、本件倉庫内に使用中の電気機器及び通電中の電気配線等はなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件倉庫から出火したことから、火災が発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故直前に実施された海水管の溶接補修に伴う火花が本件倉庫内に飛散して降りかかったことから、過給機エアフィルタ等が</p>

	燃え上がった可能性があると考えられるが、火花が飛散して出火に至る状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が本件倉庫から出火したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 溶接作業を実施する際、不燃シートを適切に使用して周囲への溶接に伴う火花の飛散防止に努めること。・ 溶接作業後には、周囲への火花の飛散がないことを確認すること。